宮崎市津波防災地域づくり推進計画

～なんとしても人命を守る 安全・安心を未来につなぐ 緑と調和したまちづくり～

第１版

（大淀川河口から市街地を望む）

平成２７年３月

宮崎市

宮崎市津波防災地域づくり推進計画　第１版

目次

はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

序　章　推進計画作成にあたって
（１）　計画作成の背景　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）　計画の目的・役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
（３）　推進計画作成の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

第１章　宮崎市の現状とこれまでの取り組み
１－１　宮崎市の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（１）人口　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６
（２）土地利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）建物分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
（４）標高　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０
（５）宮崎市都市計画マスタープラン　・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（６）緊急輸送道路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１－２　宮崎市のこれまでの取組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５

第２章　地震・津波被害想定
２－１　過去の地震津波記録　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
２－２　宮崎市における津波想定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（１）浸水域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（２）沿岸部における最大津波高　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
（３）沿岸部における津波到達時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
２－３　地震・津波による被害予測　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

第３章　津波防災地域づくりの課題
３－１　課題の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（１）課題の抽出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）課題のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

第４章　推進計画区域
４－１　本市における推進計画区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

第５章　津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本方針
５－１　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
５－２　実現に向けた取り組み方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３
５－３　土地利用及び警戒避難体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（１）土地利用に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４
（２）警戒避難体制に関する方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

第６章　津波防災地域づくりのために行う事業又は事務
６－１　事業又は事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（１）早期避難のための環境を整備する　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７
（２）津波の防護ラインを強化する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（３）救援・復旧・復興を支える道路機能を強化する　・・・・・・・・・・　５２
（４）災害対応力を高める　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
（５）広域連携基盤を強化する　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５５
６－２　事業又は事務のまとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

第７章　今後の推進計画の進め方
７－１　今後の推進計画の課題について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７
７－２　都市計画マスタープランとの調和について　・・・・・・・・・・・・　５７
７－３　推進計画の評価・検証について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５７

はじめに

平成２３年３月に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が１万８千人を超えるなど、甚大な被害をもたらしましたが、そのほとんどが津波によるもので、日向灘に面した長い海岸線を有する我々宮崎市民にとりましても大変大きな衝撃でした。

本市では、東日本大震災での貴重な教訓を踏まえ、平成２５年度から「市民の命を守る事業」として、ハード・ソフトを組み合わせた地震・津波等に対する防災対策に重点的に取り組んでおり、平成２５年度にはハード対策の基本的な考え方を取りまとめた「宮崎市地震津波対策インフラ構想」を策定しました。

こうした中、本市は、人口減少社会に対応した「地方創生」の取り組みを積極的に行っており、平成２６年１２月に「地方中枢拠点都市宣言」を行いました。

産業や都市機能が集積している本市は、宮崎都市圏のエンジンとなって地域経済を力強くけん引し、人口減少のスピードを抑えて圏域全体の活性化を図るという大きな責務があり、このためには、広域連携の視点も踏まえた災害に強い安全・安心なまちづくりが求められています。

このような状況を踏まえ、このたび、学識経験者、住民代表、国・県・市の関係者による「宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会」を設置し、「宮崎市地震津波対策インフラ構想」をベースとして、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「宮崎市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

この計画は、国・県・市が一体となって津波災害に強い地域づくりを進め、本市の「防災力」の強化につなげようとするものです。

今後は、この計画の着実な実施・検証・改善・更新を継続的に行うことで、安全・安心なまちづくりを目指していきます。

平成２７年３月
宮崎市長
戸敷　正

序章　推進計画作成にあたって

（1）　計画作成の背景

平成 23(2011)年３月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（※以下、「東日本大震災」という。）では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、東北・関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。

東日本大震災を受け、国は南海トラフ巨大地震の想定地震・津波を見直すため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「内閣府モデル検討会」という。）を立上げて検討に着手し、次いで平成 23 年 12 月には「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「法」という。）を制定し、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に関しては、多種多様なハードとソフト施策の組み合わせによる「多重防御による減災」に重きを置き、地域づくり・まちづくりの視点も踏まえた対策に取り組んでいくこととされました。

その後、平成 24 年８月には内閣府モデル検討会が南海トラフ巨大地震による浸水予測を、更に平成 25 年２月には法に基づき、宮崎県が南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を公表しましたが、自治体単位で本市はいずれも全国最大クラスの浸水域になることが想定されています。

これを受けて本市では、平成 25 年 10 月に市独自の構想として、「宮崎市地震津波対策インフラ構想」（以下、「インフラ構想」という。）を策定し、本市の地震津波対策に資するインフラ整備の方向についてまとめました。

一方、平成 26 年３月に、本市が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「推進地域」及び「特別強化地域」に指定されたことを受け、平成 26 年５月に宮崎市地域防災計画の改訂を行い、南海トラフ地震発生時の避難対策等の計画を定め、避難施設の整備等を進めています。

さらに、平成２６年３月には、九州地方整備局及び宮崎県が事務局となって設立された「宮崎県沿岸津波防災地域づくりに関する推進計画策定連絡会」により、法に基づく推進計画作成のためのガイドラインが策定されました。

こうした状況を踏まえ、今回、インフラ構想をベースとして法に基づく「推進計画」を作成し、国・県・市が一体となった津波対策を推進することで、南海トラフ巨大地震等に伴う津波被害の軽減につなげようとするものです。

※東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した巨大津波、及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害の総称です。

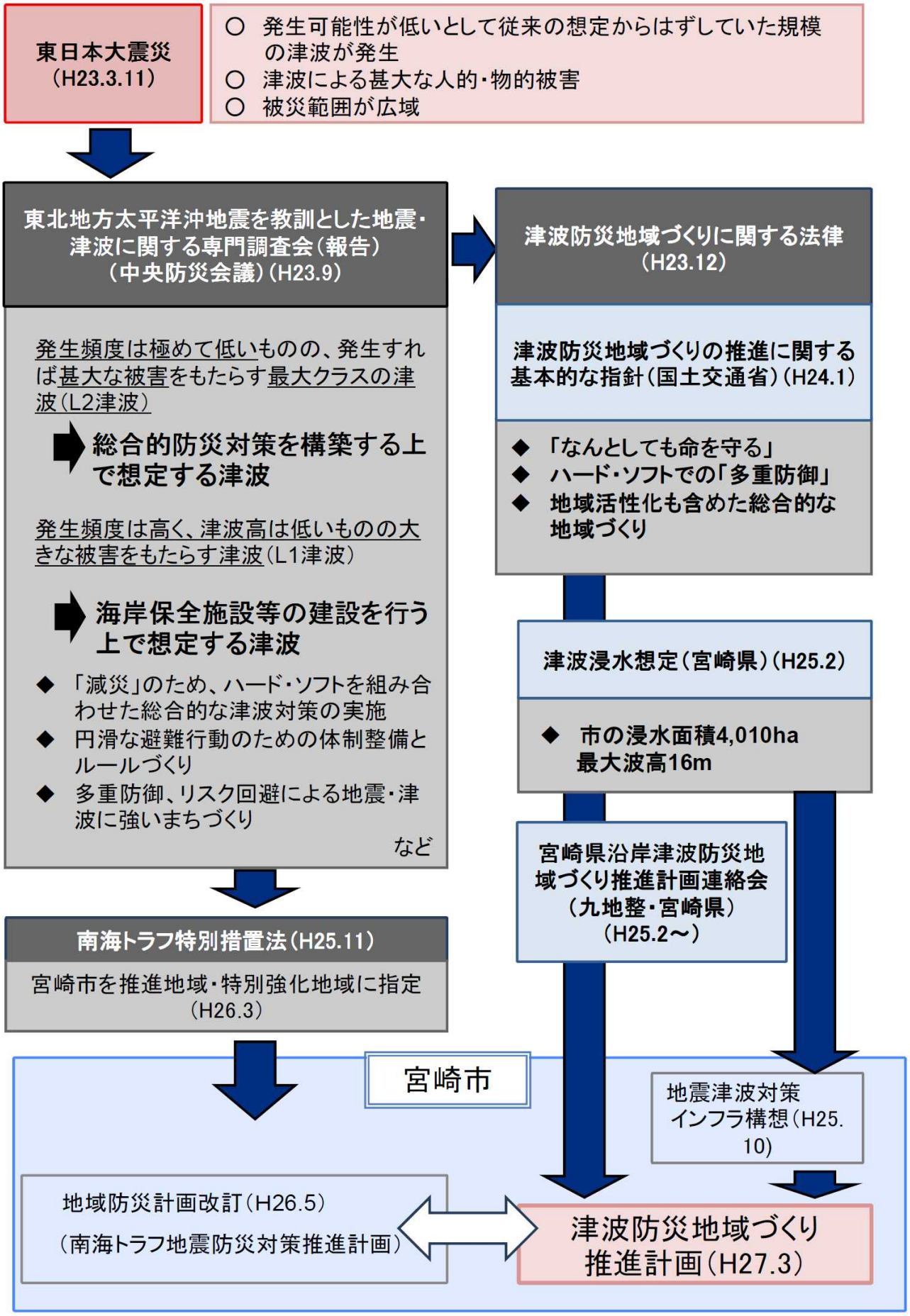
東日本大震災
（H23.3.11）
○ 発生可能性が低いとして従来の想定からはずしていた規模の津波が発生
○ 津波による甚大な人的・物的被害
○ 被災範囲が広域
東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会（報告）（中央防災会議）（H23.9）
発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）
総合的防災対策を構築する上で想定する津波
発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（L1津波）
海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波
◆ 「減災」のため、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な津波対策の実施
◆ 円滑な避難行動のための体制整備とルールづくり
◆ 多重防御、リスク回避による地震・津波に強いまちづくり
など
南海トラフ特別措置法（H25.11）
宮崎市を推進地域・特別強化地域に指定（H26.3）
津波防災地域づくりに関する法律（H23.12）
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（国土交通省）（H24.1）
◆ 「なんとしても命を守る」
◆ ハード・ソフトでの「多重防御」
◆ 地域活性化も含めた総合的な地域づくり
津波浸水想定（宮崎県）（H25.2）
◆ 市の浸水面積4,010ha
最大波高16m
宮崎県沿岸津波防災地域づくり推進計画連絡会（九地整・宮崎県）（H25.2～）
宮崎市
地震津波対策インフラ構想（H25.10）
地域防災計画改訂（H26.5）
（南海トラフ地震防災対策推進計画）
津波防災地域づくり推進計画（H27.3）

図 0-1　計画作成の背景

（2）　計画の目的・役割

宮崎市津波防災地域づくり推進計画（以下、「本計画」という。）は、法第１０条第１項に示すように、国が定めた津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえて作成するもので、津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちを目指すため、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示す計画です。

これにより、大規模な津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に図りながら、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを実現しようとするものです。

なお、計画作成に当たっては、地域のあるべき市街地像、地域の都市生活、経済活動を支える諸施設の計画等を総合的に定めている市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「都市計画マスタープラン」という。）など既存のまちづくりに関する方針と調和・整合を保ちながら、住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりに関する方針との整合を図る必要があります。

【参考】津波防災地域づくりに関する法律より抜粋

（基本方針）

第３条　国土交通大臣は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

（推進計画）

第 10 条　市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を作成することができる。

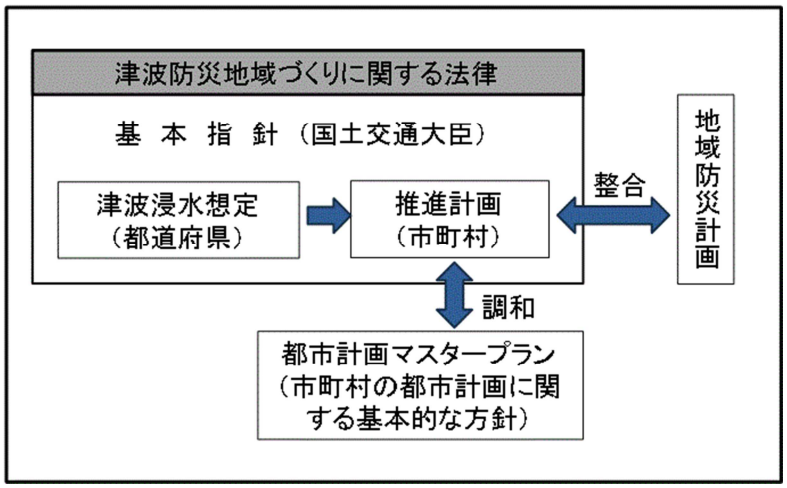

図 0-2　推進計画と関連する計画・方針等との関係図

（３）　推進計画作成の流れ

本計画の作成に当たっては、法第１１条の規定に基づく協議会「宮崎市津波防災地域づくり推進計画協議会」を設置し、平成２６年７月から３回にわたり、本計画の区域や課題・施策等について審議いただきました。

また、平成２７年２月から１ヶ月間に渡りパブリックコメントを行いました。

≪協議会開催≫

〇第１回協議会　平成２６年７月　４日
〇第２回協議会　平成２７年１月１５日
〇第３回協議会　平成２７年３月２３日

≪パブリックコメント実施≫

平成２７年２月５日～平成２７年３月６日